

がれき処理案示す

県議会 知事「覚悟をもって市町説得」

県議会全員協議会は十日開き、東日本大震災で生じたがれきの広域処理への対応について県当局から説明を受けた。鈴木知事は、受け入れ時の放射能濃度の目安値や処理手順などを定めた県独自のガイドライン(案)を示し、今月末まで県民から意見を募って確定するとした。少量であっても、実際にがれきが動くまで、しっかりと市町への説得に当たっていく覚悟と決意を述べ、県議に対して地元での働き掛けを要請した。



全員協議会でがれきの広域処理への対応を説明する鈴木知事(中央)＝県議会議事堂で

県議にも地元働き掛け要請

ガイドラインは他府県で例や県内市町からの意見、学識経験者の見解を基に作成した。市町からは技術的部分で市町単独では難しいなど百件余りの意見が寄せられ、県の関与を強める方向で修正した。県と市長会、町村会は先月二十日、可能な市町からがれきの広域処理に協力することを合意している。

鈴木知事は先月二十七日の宮城、岩手両県への視察に連れ、「宮市はリアス式海岸で平坦地がなく、埠頭や漁港にがれきが山積みされ、産業や漁業ができないと悲痛な声聞いた」。がれきの放射線量を私も計ったが、県内の震災前の数値と何ら変わるところがない」と説明した。ガイドラインについては、住民の不安感を払拭するため、「国際機関が安全だと認め

ている、震災前からの変わりの「ない基準」を採用し、国の基準以上に厳しくしたと述べた。焼却灰の処分先については、調整については望み、「全面的に協力していく」という答えをいいたと話した。

また、「受け入れのマップや、焼却灰の処分先の確保で市町を支援するため」として、環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課内に「災害廃棄物広域処理推進チーム」を設置し、住民、企業、市町への働き掛けに協力いただけると求めた。一方、西郷信行県議(自民みらい、八期、多気郡選出)は、「安全や処分先の確保は国にやらせるべき」とたしな

がれき処理 県民意見を募集

県は十日、「東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン(案)」に対する県民からの意見募集を始めた。締め切りは三十一日。震災がれきの受け入れと処理での安全性を確保

するため、他府県の例や県内市町の畜、学識者の見解を基に受け入れの際の放射能濃度の目安値、処理手順など基本事項を定めている。資料は県のホームページに掲載し、県庁八階の環境生活部廃

棄物対策局廃棄物・リサイクル課と、津市栄町一丁目の県庁庁舎二階の県情報公開・個人情報保護センターに設置した。ホームページは、県が独自で策定を進めているガイドラインのほか、これまで宮城、岩手両県と締結した確認書や関係法令などを掲載している。

▽放射能濃度の測定、評価
▽焼却灰の処分先の確保
となっている。

答えた。▽これまで説得に当たると覚悟があるのか」との竹上真人県議(同、三期、松阪市)の質問に対して、鈴木知事は「少量であっても、実際にがれきが動くまで、しっかりと説得に当たっていく覚悟」と答えた。「相手があることなので、どの市町がどれくらいというところは差し控える」としたが、「一層のスピード感を持って進めていきたい」と意欲を示した。(奥山隆也)

災害廃棄物処理 推進チーム設置

県は十日、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理で市町の業務を支援するため、環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課内に、「災害廃棄物広域処理推進チーム」を設置した。課長級の小山正彦RDP・広域処理推進監をトップに主査二人、技師二人の五人体制で構成し、必要に応じて増員する。

災害廃棄物の安全性の確保や、住民の不安感を払拭を市町と一体となって進める。主な業務は、ガイドラインの策定と周知▽県内市町と被災市町、国との調整▽市町の個別計画の策定支援▽住民説明会での技術的事項や安全性の確保の説明